

引用許可基準

第1章 引用許可基準設定の趣旨

著作権法は引用に関して

- ① 著作権法第32条第1項において「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正なる慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない」と規定し、
- ② さらに、同法第48条第1項本文では「(第32条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合)著作物の出所をその複製又は利用の態様に応じ、合理的と認められる方法および、程度により明示しなければならない」と規定している。日本栄養・食糧学会(以下、学会という)は日本栄養・食糧学会誌ならびに年次大会および支部大会の講演要旨集等(以下、学会誌等という)の著作権者として著作権法の規定に従い同法に詳しく規定されていない部分を補充するために、「公正な慣行に合致した正当な範囲内での引用」の許可手続等の基準を示し、よって、引用に関する学会と引用希望者間の無用な紛争を防止する目的で本基準を設定した。

第2章 引用許可手続並びに引用許可要件

第1項 引用許可手続

① 引用許可手続

本基準第1章に記載した著作権法第48条第1項本文の反対解釈によれば、引用者が出所明示をすれば学会の引用許可がなくても引用できるように見える。しかし、学会は学会誌等の引用を事前に審査することにより、引用の確実性、科学性を保障すべく審査事務を行っており、出版前に引用許可申請を書面によって学会に対して行うように希望するものである。

② 引用許可申請手続

- 一) 宛先：日本栄養・食糧学会長
- 二) 引用許可申請適格者：著者、編者、出版権者、発行者、リポジトリ及び研究成果ライブラリー、その他編集委員会が認めた者
- 三) 引用許可申請書に記載すべき項目
 1. 書名あるいは発行物の名称
 2. 著者、編者、(出版権者)
 3. 発行社名
 4. 出版の時期
 5. 読者対象
 6. 引用する学会誌等の年、巻、号、頁等
 7. 引用した箇所が明瞭に示されたゲラ刷ないし原稿又はその代替となるもの
(例：ゲラ刷の複写)
- 四) 引用許可申請の送付先
公益社団法人日本栄養・食糧学会事務局
〒171-0014 東京都豊島区池袋3-60-5 フェイヴァーフィールド池袋 B03号

- 五) 引用許可申請に関する問い合わせ先
公益社団法人日本栄養・食糧学会事務局
〒171-0014 東京都豊島区池袋 3-60-5 フェイヴァーフィールド池袋 B03 号

第2項 引用許可申請の審査

- ① 引用許可申請に対する審査は、原則として編集委員長が行い、引用の可否について結論する。ただし必要に応じて副委員長との協議、編集委員会メンバーとの協議をメール審議等で行なう。

又、申請がないまま既に発行されたものも審査の対象とする。

- ② 編集委員長の決定は以下の通りである。

一) 引用許可

引用許可申請適格者から申請されたものについて審査し、許可する。出典記載は必須とする(第2章第1項②三)を参照)。但し引用形式の訂正、並びに内容の訂正を条件とする場合を含む。また、引用する学会誌等の当該部分の著者の承諾を求める場合がある。尚、引用転載は無償とする。

二) 引用不許可

1. 著作権侵害の可能性ありと判断して、引用不許可とするもの
2. 引用した著作物が発行済みの場合

著作権法違反であると判断した場合には、出版差止請求、詫状請求、損害賠償請求などを行うこともあり、さらに訴訟によりこれを求めることもある。

三) 営利事業に関係するが引用許可の場合

1. 保健機能食品(特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品)等に関わる事業について、消費者等に正しく理解できるように情報を提供するため、必要に応じ学会誌等に掲載されている成績(図表等を含む)を引用する場合、別紙細則に基づく手続きを適正に行なうことにより、原則として有償にて引用許可が認められる。出典記載は必須とする。
2. その他、商用目的に引用・転載する場合においても、公正なる慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内であれば、1と同様に引用許可が検討される。出典記載は必須とする。

第3項 学会からの通知

引用許可申請に対しては編集委員長の決定に基づいて、会長より申請人に対して回答を通知する。

第3章 例外規定

1. ごく簡単に内容を紹介する程度の文書として引用する場合は、引用許可申請は不用とする。
2. テレビ番組等(ユーチューブ等、新しいメディア媒体、およびオンライン上での講演を含む。)に商用目的ではなく引用を希望される場合、放送引用許可申請書および放送に使用する予定の資料(台本等)を事前に送付いただき、審査する。審査は編集委員長が必要な場合は編集委員とも相談して行い、引用の可否について結論する。編集委員長の了解が得られた段階で、無償でデータの引用を許可する事とする。また、引用の可否に

については、第2章第2項「引用許可申請の審査」に従い判断する。

なお、テレビ番組等に、商用目的で当学会の成果を引用する場合には、編集委員長が必要な場合は編集委員とも相談して審査を行い、引用の可否を判断する。この場合、細則に定める「WEB、リーフレット、パンフレット、タブレット型情報端末等掲載」に決められた引用・転載許諾料を課すものとする。

- 附 則
1. 本学会は、本基準を運用するために必要な細則を制定することができる。
 2. 本基準は、社会的要因や法令の改正等に適合させるために、編集委員会で定期的に見直しを行い、理事会で改正することができる。
 3. 平成25年1月26日（平成24年度第4回理事会）から施行する。
 4. 平成30年1月28日（平成29年度第5回理事会）から施行する。
 5. 令和元年7月20日（令和元年度第3回理事会）から施行する。
 6. 令和2年10月17日（令和2年度第4回理事会）から施行する。
 7. 令和3年1月11日（令和2年度第5回理事会）から施行する。

引用許可基準に関する細則

営利事業・商用目的での引用・転載は有償（税別）となる場合がある。審査により許可できない場合もある。尚、学術および教育目的等の場合は無償である。

引用・転載許諾料金表		
媒体・発行部数	図表のみ	全文（一部抜粋を含む）
印刷物 1～5,000部	図または表1件につき10,000円	1報につき30,000円
印刷物 5,001部以上	図または表1件につき20,000円	1報につき50,000円
WEB、リーフレット、パンフレット、 タブレット型情報端末等掲載	図または表1件につき50,000円	1報につき100,000円

*WEBサイト等への掲載については、修正等の更新時には新たに更新申請が必要である。

*転載先メディア等が複数の場合、メディア等毎に申請書を提出する。

*転載先メディア等が複数の場合、メディア等毎に課金となる。

*印刷物とは著書、雑誌等である。

*賛助会員からの申請については許諾料金の減額が検討される。